

Zenken通信 (vol. 10)

▽ 今回のお届け情報

Title: 鹿児島県「1億円以上 事後公表に」

Outline

添付資料P1~2

- 鹿児島県は、予定価格の公表について、鹿児島県建設業協会や県議会等からの意見を踏まえ、現在は5億円以上で試行している事後公表を4月以降、1億円以上に拡大して実施することを明らかにした。
今後、入札情報の漏えい防止のため、県職員の対応マニュアルを作成する予定。
- なお、同県は最低制限価格の算定方法についても中央公契連モデルに準じて改正する予定。

※今回のお届け情報は、鹿児島県建設業協会からご提供いただきました。
引き続き、皆様方からの情報を待ちしておりますので、ご協力のほど、
よろしくお願いいいたします。

担当：事業企画課 林

鹿県公共工事予定価格

1億円以上事後公表

4月以降漏えい防止手引書作成

鹿児島県は「十五日、県発注工事の落札予定価格について、四月から一億円以上に限り事後公表する」と明かにした。建設業者の経営能力を高め、適正価格で工事の品質を維持するのが狙い。県は入札情報の漏えいを防ぐため、県職員の対応マニュアル作成も予定している。

同日の県議会代表質問で古永守夫議員（自民、鹿屋市選）の質問に伊藤祐一郎知事が答えた。鹿児島県は「十五日、県発注工事の落札予定価格について、四月から一億円以上に限り事後公表する」と明かにした。建設業者の経営能力を高め、適正価格で工事の品質を維持するのが狙い。県は入札情報の漏えいを防ぐため、県職員の対応マニュアル作成も予定している。

今後の状況を見て検討する。

対応マニュアルは、業者側が公表されていない入札情報を得ようとした場合などにやつくりと記録、業者名を公表するなどと盛り込む予定といふ。

県は〇八年、職員に

より情報漏えいなしを

わかる声が上がっている。

〇八年十一月現在、全都道府県のうち予定

「事前公表」を導入し

たが、建設業界や県議会から「積算努力が失われ、適正競争ができる」、「低額入札が増える」、「工事の品質が損な

れる」との懸念が出ていた。〇八年十一月現在、全都道府県のうち予定「事前公表」を導入したが、建設業界や県議会から「積算努力が失われ、適正競争ができる」、「低額入札が増える」、「工事の品質が損な

県、入札制度改革

事後公表 1億円以上に引き下げ

県は、予定価格の事後公表の対象金額を1億円以上に引き下げ、対象案件を拡大する方針を固めた。また、最低制限価格の算定方式を「公契運モデル」に準じて見直すとともに、格付けで県の技

術事項点に完成工事高を評価項目に加える方針だ。

25日、県議会第1回定期会で知事が入札制度改

革について、「5億円以上を対象に試行中の予定価格は金額を1億円以上

実施している主顧点数の

に引き下げる」と述べ、

21年度から実施する考

えを明らかにした。

さらに、格付けの見直

しに際して「國や民間の

工事実績を評価項目に取

り入れる」と述べ、県が

このほかでは、一般競

争入札は現行の5000

万円以上を当面継続する

ほか、試行中の特別簡易

型は本運用する見通し。

土木・古工事の格付け業

者数の見直しがついては、

通常の見直しだといめる

ものとみられる。

21年度一括発注へ

入札制度見直しへ

県議会は25日、武留一議員(自民党)と吉永守夫議員(国民民主党)が登壇し代表質問(1日目)。

(1面参考)
答弁の主な概要是次の通り。

【企業説明について】
自動車、電子関連産業は世界的競争の悪化や円高の影響を受け厳しいが、雇用効果や県内企業との

取引拡大とメリットも大。
食品関連とあわせて引き続き重要な業種だ。

害者を受け入れ、基本設計と改修工事。聴学校は今後検討する。

【入札制度】

見直し後の入札制度は21年度から実施。また、改善に引き続き取り組む。

【社会基盤の進め方】

地域の実情や市町村の意向を聞いてメリハリをつけた。

【最終処分場の整備】

施設に対する基本方針と基本設計の一貫性を確保するため、21年度中に

24年度開校をめざし既存の高校施設を活用し整備。21年度中に基本構成を実現する。

【企業説明について】
鹿児島市内の特別養護老人院は鹿児島・桜ヶ丘・武岡の各養護学校で、25年度までをめどに知的障害と肢体不自由の両方の障

「技術事項点」に完成工事高を加える方針。また、最低制限価格の設定は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が取りまとめた工事請負契約に係る低入札価格調査基準(公契運モデル)を採用する見通し。

このほかでは、一般競争入札は現行の5000

万円以上を当面継続する見通し。

土木・古工事の格付け業

者数の見直しがついては、

通常の見直しだといめる

ものとみられる。

2

県、最低制限価格の設定

21年度からの施行を目指し入札制度改革に取り組んでいる県は12日、最低制限価格の算定方法について、公契連モデルの改正に準じて改める方向を示した。同日開かれた県議会企画建設委員会の集中審議の中で、屋島明人監理用地課長は「現行基準と比べると4~5%のアップが見込まれる」と述べた。また、最低制限価格の適用対象金額は、これまでWTO案件以外で実施しているが、今後、低入札価格調査制度の適用範囲拡大を検討していることも明らかにした。

低入札調査の適用範囲拡大検討

入札・格付制度改革の方向性などについて、一般競争入札の対象金額は、現行の対象金額（5000万円以上）を当面継続する方向を示し、これまでの問題点などを検証する。

応札額定業者数は、現行の要件（原則として地域振興局単位を所管区域、5000万円以上1億円未満はおむね20者以上1億円以上は30

回制度の効果について、長谷場良二技術管理課長は「優良な工事成績であれば、次回からの入札（総合評価方式）に有利となり、地域貢献度を評価することで共生・協働

状況では、有効期間は2年とし、評価項目には、

完成工事高の加点方法や経営状況への加点、エコ

アクションなどの取得、新規事業者の採用、災害

支援（防災）協定の締結子育て支援への加点引き

上げなどを検討している。

なお、落札率の状況は、年々下落傾向にあり、20

年度（11月末まで）は98

算定基準 約5%アップ

者以上）を基本とする。技術力の優れた企業の育成などが見込まれる」と説明した。

各種調査の充実については現在、1500万円以上の工事について施工

体制調査を実施しており、

今後も適正な元請け下請

け関係を確認・指導の強

化を図る。また、常業所

要件などの確認は、提出

書類による審査を行つと

ともに、疑惑が生じた場

合には、現地確認などを

実施する。

建設業者格付けの検討

・2%、予定価格1億円以上では88・2%となり、90%を割っている。

年度（11月末まで）は98